

鑄協発 2026 第 102 号

令和 8 年 10 月 21 日

鑄物産業振興議員連盟

会 長 麻生 太郎 殿

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号

機械振興会館 5 階 501 号室

一般社団法人 日本鑄造協会

会 長 浅 井



取引相場のない株式の評価見直しに係る要望書

鑄造業は、自動車産業や産業機械産業等の日本の製造業を支えるサポーティング・インダストリーとして、サプライチェーンの一翼を構成する重要な産業であります。鑄造業を今後とも維持・発展させていくためには、鑄造業の大宗を占める中小企業等の円滑な事業承継が必要不可欠であります。

事業承継は、企業の経営資源や技術を次世代へ引き継ぐだけでなく、雇用の維持、地域経済の活性化、日本経済の持続的成長を支える極めて重要な取り組みです。特に中小企業が中心となる地域社会では、事業承継は「当該企業のための課題」ではなく、「地域の未来を守るための社会的課題」と捉えられています。

このように重要な事業承継について、多大な支障を及ぼすおそれのある相続税及び贈与税の見直し検討が国税庁（取引相場のない株式の評価に関する有識者会議）において行われています。具体的には、相続税及び贈与税に係る取引相場のない株式（いわゆる非上場会社株）の評価方式の見直しが検討されています。

現在検討されている新しい評価方式は、資産規模の大きい企業（装置産業である製造業など：鑄造業も典型的な装置産業）や収益性が高い企業ほど現行の評価方式に比べ評価額が著しく増大することが見込まれます。また、中堅企業・中小企業には、事業の多角化の中で国内外に子会社を保有するケースや、地域の技術継承等のためにM&Aで会社を承継したケースなど、非上場企業においてもグルー

プ形態で事業運営される事例も多い状況にあります。このため、保有している子会社株式の評価方法に関して今回示されている見直し案については、現行に比べ評価額が著しく増大する懸念があります。

このような評価方式の変更による株式評価額の急激な引上げは、現行の評価方式に依拠して計画的に準備してきた多くの企業の予見可能性を害し、事業承継計画の前提を覆すこととなり、納税原資を確保するため、株式を第三者に売却せざるを得なくなり経営権を失ったり、廃業に追い込まれるなど、事業承継に深刻な支障をきたすおそれがあります。

一方、欧米、アジアの多くの国においては、そもそも相続税が存在しない、又は存在するも中小企業事業用資産は無税など、事業承継が円滑にできる環境になっており、これら国々との国際競争力の低下要因となっています。

以上のことから、取引相場のない株式の評価方式の見直しに当たっては、どのような事業者にとどの程度の負担増となるか、個々のケースや詳細な類型別の影響が具体的に把握できるよう、業種や経営状況等に応じた具体的な試算・検証を広範に行った上で、関係者の納得が得られるように十分な時間をかけて丁寧に議論を行っていただくとともに、円滑な事業承継や諸外国との国際競争力の均等が図られるよう税制措置を講じていただくよう強く要望致します。また、現行の評価方法は平成12年（2000年）に確立され、現在まで27年間の長きにわたり運用されていることから、新しい評価方式の運用開始に当たっては、事業承継計画の見直しなどのためにその周知期間を十分とっていただきたく十分な配慮をお願いします。

さらに、現行の事業承継税制については、中堅企業は対象外であり、中小企業においても長期にわたり管理コストがかかるなどにより活用できる者は限られている実態を踏まえて、適用要件の緩和や納税猶予から免税への転換、租税特別措置から本則への転換などの措置を講じていただき、「稼ぐ力」の強化に向けて主体的に取り組む中小企業等を後押しする措置へと、抜本的な見直し・強化を図っていただくよう強く要望致します。

当協会は、経済産業省が本年9月16日に公表しました「「取引相場のない株式の評価」見直しに係る意見」、並びに日本商工会議所が同日に公表しました「令和9年度税制改正に関する意見」に掲載されている「I. 円滑な事業承継に資する税制」の意見を支持していることを申し添えます。

以 上